

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号炉の地震等に係る新基準適合性審査
（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事
業者ヒアリング（20）」

2. 日時：令和5年8月2日（水） 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官 他5名

九州電力株式会社：担当者7名

5. 要旨

九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請のうち、令和5年7月21日に提出のあった資料について説明があった。

これに対し、原子力規制庁から、「既許可」とした対象の詳細、評価基準地を満足するとした根拠データ、評価代表施設に評価を代表させる考え方等について、事実確認を行った。

6. 提出資料

<<本年7月21日に受取済み>>

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設を除く）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）・・・（非公開）